

# 狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部改正について

平成11年3月30日 生衛発第519号  
各都道府県知事・政令市市長・特別区区长あて  
厚生省生活衛生局長通知

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律（平成10年法律第115号）による狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の改正に伴い、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「政令」という。）の一部が検疫法施行令及び狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第423号）により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。）の一部が検疫法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第20号）により、それぞれ別添のとおり改正されたので、左記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第一 政令の一部改正の内容

法第2条第1項第二号により政令で規定する動物は、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクとしたこと。

### 第二 省令の一部改正の内容

政令で規定する動物について、法第8条第1項の規定に基づく届出事項は、動物の種類、所有者の氏名及び住所並びに動物の所在地としたこと。

### 第三 施行期日

平成11年4月1日から施行すること。